

2018年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、2018年度は、国民健康保険の財政運営の都道府県への移管、第7次医療計画、第7期介護保険事業計画等が同時にスタートする、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービスのトリプル改定が行われるなど、医療と介護、社会保障制度改革の節目の年になっています。

6月に発表された「骨太の方針2018」では、2019年度から21年度を「基盤強化月間」と位置付け、社会保障関係費の歳出削減を進める社会保障費抑制路線をこれまで通り継続し、19年10月から消費税率を10%に引き上げるとしています。

「団塊世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する」、「医療・介護における『現役並み所得』の判断基準を現役との均衡の観点から見直す」、「高額療養費制度の負担上限額引き上げ」、「所得のみならず資産等の保有状況を適切に評価しつつ、『能力』に応じた負担を求める」ことを検討するなど、高齢者の負担増が課題となっていますが、さらに「消費税の増税」や「全世代」型の負担増が追求されています。

私たちは、今年39年目を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民のくらしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命とくらしを守る自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命とくらしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

高齢化率の上昇に伴い、要介護認定者数も増加傾向の一途をたどっています。介護保険制

度の適正な運営には、被保険者の皆さんに収めていただく保険料は重要な財源となっています。そうした中、大口町では、第2期から低所得者層の負担軽減策として、国の基準とは異なる多段階方式の特例措置を実施し、被保険者の負担能力に応じた保険料を設定し、低所得者層へは公費負担による軽減を図る一方、高所得者層へは、年間の合計所得金額が1千万円以上の区分を設けるなど、能力に応じた負担をお願いしています。

また、大口町の保険料基準額は全国的に見ても低額となっております。(第7期基準額 月額4,041円)

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

大口町介護保険市町村特別給付では、介護用品購入支援費や在宅サービス利用支援費の支給があります。在宅サービス利用支援費については、非課税世帯の方のデイサービス等利用時における食事代の一部を支援しています。

また、通所型サービス C 事業についても保険料段階に応じた利用料となっており、第1段階の方は自己負担なしとなっています。

★(2)介護保険利用の際の手続き

介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

【回答】

介護福祉士や介護支援専門員等の資格を持つ3名と国や県が実施する研修等において知識や経験を積んだ職員を配置しています。

(3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答】

大口町内の介護保険施設として、地域密着型グループホーム2ユニットの他、特別養護老人ホーム80床、老人保健施設118床、その他有料老人ホームについては、4施設339床あります。

現状において、早急に整備を要する状況でないことから、第7期介護保険計画においても新たな施設整備計画はありません。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方の入所希望について、積極的に「特例」を活用・拡大し受け入れを行ってください。

【回答】

介護認定の更新等により要介護1・2となった場合には、認定者の入所先施設からの相談に応じ、状況を聞き取ると共に、特例入所の可否を判断しています。

★(4)総合事業について

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サ

サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しついたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。

【回答】

平成29年度4月から総合事業を開始しました。地域包括支援センターと連携を図り、生活機能チェックリストやアセスメントの記録をもとに、個人に合ったサービスを検討し、ご利用いただいています。

平成29年度は、介護予防の訪問・通所介護をみなしとして継続させ、従前の運用をしました。平成30年度については、これまで介護予防事業として実施してきた教室を通所型サービス C 事業とし、町内のリハ専門職の指導をいただきながら、引き続き、介護予防事業の一つとして実施しています。通所型サービス A 事業については、自立支援に向けた『ミニデイサービス』として、3事業所と連携しながら進めています。

その他、地域における介護予防教室やサロン、集いの場も賑わいを見せており、事業の拡充を目指し、地域住民との意見交換の場として『まちづくり座談会』を実施しています。

②一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費を確保してください。

【回答】

総合事業については、まだ始まったばかりであり、本町としても手探りの状態となっております。

関係する介護事業所をはじめ、地域包括支援センターの職員とともに、同職種間における情報共有、意見交換の場として、それぞれ『訪問系サービス事業者連絡会』『通所系サービス事業者連絡会』『介護支援専門員連絡会』を実施し、よりよい事業運営に努めてまいります。

総合事業の運営状況や利用者の意見を踏まえ、今後の展開をイメージしながら検討します。

(5)高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

【回答】

平成23年度から高齢者の地域見守り支え合いのしくみ作りを進め、現在では、町内の各地区において、サロン活動や介護予防教室等が行われています。

地域のサロン活動等への支援については、社会福祉協議会からは、立ち上げに必要な備品購入のための費用をはじめ、運営費用や会食会の助成があります。大口町からは、集会施設のバリアフリー化等を改修費や備品購入費、また事業費の一部を助成する制度もあります。

また今後は、住民主体によるサービスの実施にあたっては、総合事業への位置づけに伴う委託や助成等について検討する必要があると認識しており、制度設計にあたっては、地域住民の皆さんと一緒に進めていく予定です。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】

住宅改修費については、既に、受領委任払いを実施しています。

福祉用具、高額介護サービスについては、その必要性から当面受領委任払い制度を実施する予定はありません。

★(6)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】

税務署の指針に基づき、適正な判断を行っています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答】

平成27年4月より、対象となる要介護認定者については、介護認定審査会の結果通知と併せ、個別送付しています。

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

【回答】

大口町の国保財政は、毎年単年度収支が赤字で、平成30年度においては、一般会計からの法定外繰入額も増額しており、保険税の引き下げは困難な状況であると考えています。

★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

【回答】

平成30年度納付金算定の折に検討しましたが、国保財政の状況を鑑み、現状での実施は困難と判断しました。課題認識はありますが、今後も、現行どおりの賦課を行います。

★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答】

資格証明書の発行については、特別な事情がないにも関わらず、長期に保険税を滞納している方との面談機会を増やし、納税相談等を行うために必要なものと考えています。保険税の分納をしている滞納者世帯には、正規の保険証が交付できるよう納税相談を行っています。

★④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

【回答】

生活実態については、納税相談を通じて、その把握に努めています。差押えは、事前に保険税の納付を促していますが、それに応じていただけない場合のみ、法律の規定に基づき行っています。短期保険証の発行については、定期的に分納していただいている方には、6か月の保険証を交付しています。

⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行

政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】

一部負担金の減免については、過去1年以内に世帯主又は国民健康保険加入者が風水害や火災により損失を受けた場合や、病気や失業により収入が減少した時に、緊急一時的な措置として、減免できる制度を設けています。平成24年8月からは、前述の用件に該当した場合の収入判定を生活保護基準の1.3倍以下とした規定を設けました。制度の周知については、ホームページにより行っています。

⑥高額療養費の申請漏れが生じないように最善の手立てを尽くしてください。

【回答】

高額療養費の支給対象者には、個別に通知しています。また、一定期間経過後、未申請の方に対しては、再度、勧奨を行っています。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】

本町における差押の執行に当たっては、滞納者の生活状況や財産調査はもちろん、世帯構成等も視野に入れながら、十分に精査したうえで執行の可否を決定しております。

当然、執行の際にも、差押禁止財産の差し押さえは行わないこととしており、十分な財産調査等を経たうえで、他の納税者との公平を確保するために、適正に差押を執行しております。

また、納税の緩和措置についても、執行猶予や換価の猶予、滞納処分の執行停止はもちろん、任意分納や減免制度の案内を行い、十分な折衝を実施する中で個々の実情を踏まえつつ、住民自らが納税する意思を再確認できるように努めながら、滞納整理方針を個別に定め対応しております。

4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】

大口町における生活保護の相談・申請につきましては、愛知県尾張福祉事務所が所管となります。生活保護に関する相談・申請があった場合には、速やかに愛知県尾張福祉事務所へ連絡を行う形で対応しております。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

【回答】

愛知県尾張福祉事務所へ要望してまいります。

- ★③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。返還によって利用者の生活が最低基準を下回ることはないよう十分に配慮し、了承を得るようにしてください。

【回答】

これらの事務につきましては、愛知県尾張福祉事務所が行っておりますが、返還行為を行う際、利用者の生活が最低基準を下回ることはないよう十分に配慮し、受給者了解のうえ行っているものと聞いております。

- ④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

【回答】

資産調査につきましては、愛知県尾張福祉事務所が実施しておりますが、生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査ではなく、申請者それぞれの状況に応じた形で実施しているものと聞いております。

- ⑤外国人への生活保護制度および手続きに関するわかりやすい説明パンフレットを各国語で整備し、必要な方に配布できるようにしてください。また、ホームページにも各国語で掲載してください。

【回答】

愛知県尾張福祉事務所へ要望していくとともに、ホームページへの掲載につきましては、説明パンフレットが整備され次第、検討してまいります。

5. 福祉医療制度について

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】

福祉医療制度については、子ども、高齢者、精神障がい者の医療について、県の補助範囲より拡充しており、当面は、現行制度を維持していく予定です。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【回答】

子ども医療の入・通院助成は、15歳の年度末まで現物給付をしており、毎年その助成額は増加しています。財政面からこれ以上の拡大は困難な状況ですので、18歳年度末までの拡大は考えておりません。

- ★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【回答】

平成23年7月診療分から精神障害保健福祉手帳1、2級所持者の方には、入院・通院ともに

全疾病を対象としています。

- ④難病患者が障害認定や障害福祉サービス、介護サービスを利用する際の相談・申請が遅滞なく行われるよう、窓口の一本化または情報の共有化を行ってください。

6. 子育て支援について

- (1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

【回答】

本町は、大都市と異なり人口規模が小さく、乳幼児健診や子育て支援センター、幼稚園や保育園、小中学校等、あらゆる年代で子どもの状況を把握することが出来、個別の対応が可能なため、愛知県に準じた形で子どもの貧困実態調査を実施することは考えておりません。

- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

【回答】

母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業については、各都道府県・市・福祉事務所設置町村において実施しているため、本町としては、県が実施するこれらの事業の周知に努めていきたいと考えております。

- ★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

【回答】

福祉担当部局と連携し、年度途中の受付も行っています。入学準備金の支給については、平成29年度より開始いたしました。(平成30年度新入学児童生徒対象、平成30年2月に支給。)

- ④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答】

平成28年7月より、無料塾「サポートルームさくら」を開設しています。

- ★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないように、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

【回答】

本町は、平成22年4月から給食費の半額補助を行っています。引き続き、子育て支援、保護者負担軽減措置として半額補助を継続してまいります。

- (3)保育施設において、どの時間帯においても職員配置基準と労働基準法の両立が可能な、有資格者での配置の人員費を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。

い。

【回答】

保育士の職員配置及び処遇改善については、民間保育所も公立保育所と同等の配置及び処遇となるように、公定価格の人件費と実人件費を比較して、不足する分については、町から独自補助をしています。

7. 障害者・児施策の拡充について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや通所施設を拡充するとともに、小規模の入所施設を設置してください。

【回答】

障がい者が地域で安心して生活するために、障がい者やその家族を中心に、サービス提供事業者と話し合いながら、グループホーム等地域における生活の場を提供できるよう引き続き検討してまいります。

②移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

【回答】

国の制度である同行援護及び行動援護と同様に、移動支援の通園・通学・通所・通勤での利用や入所施設入所者への支給につきましては、現在のところ考えておりません。

③診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間を報酬に算定してください。障害者が安心して医療にアクセスできるよう、入院時支援としてのヘルパー派遣を認めてください。また、日用品の購入・洗濯をはじめ、看護師らとのコミュニケーション支援など入院中の付添いにかかわる援助へのヘルパー利用を認めてください。

【回答】

移動支援における診断・治療及び院内での待ち時間に対する報酬は、認めております。

入院中のヘルパー派遣につきましては、国が設定する基準により、体位交換や意思疎通支援などに限っては認められる場合もありますが、現在のところ国の設定する基準が適切であるものと考えており、現段階において、認めていく考えはありません。

④障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

【回答】

現在のところ国の設定する利用者負担が適切であるものと考えており、町独自で実施していく予定はありません。

★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。また、2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知するとともに、障害福祉担当窓口で介護保険サービス利用により負担が新たに発生するもの、利用できないサービスを説明してください。

【回答】

町では、国の介護保険利用を優先させる施策を念頭に置きながらも、年齢到達と同時に一律に介護保険利用に移行させることはせず、障がい者本人の意向も聞きながらまた、利用者負担制度につきましても、丁寧に説明し、障がいの特性に合わせて適切なサービスを提供していきたいと考えております。

⑥障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】

国の社会保障政策に関することであり、町単独による補助を行う考えはありません。

⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。また、福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。

【回答】

報酬単価の引き上げにつきまして、町単独による補助は、現在のところ考えておりませんが、折に触れ国や県へ要望していきたいと考えております。また、福祉教育につきまして、町の広報誌やイベント等での啓発を行っていきなかに介護職の大切さについて、周知していきたいと考えております。

8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者インフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種の助成制度については考えていません。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答】

高齢者用肺炎球菌については、平成26年10月から定期接種となり、一部負担金を2,000円で、生活保護・非課税世帯の方には全額助成を行っていますが、一部負担金の引き下げについては、考えていません。

定期接種対象者以外の方に対しての任意予防接種事業については、75歳以上の方で過去に高齢者肺炎球菌を接種していない方については、引き続き助成事業の実施を検討していきますが、2回目の助成は考えていません。

9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成事業を創設してください。また、助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

【回答】

産婦健診の助成事業については、平成26年度から助成対象を1回として実施していますが、2回の拡充については考えていません。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答】

妊婦歯科健診については、平成19年度から医療機関にて実施していますが、産婦健診については考えていません。

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答】

歯科衛生士の常勤配置については、考えていません。

【Ⅱ】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の医療費患者負担増の検討を止めてください。

【回答】

現在、町から個別に要望等を行う予定はありません。

②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

【回答】

現在、町から個別に要望等を行う予定はありません。

③マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。また年金支給開始年齢を68歳から先延ばしする検討を止めてください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

【回答】

国の動向を見守っていきたいと考えております。

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

【回答】

国の動向を見守り、機会があれば提出したいと考えております。

⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。

【回答】

現在、要望等を行う予定はありません。

- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。
- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

【回答】

現在、子ども医療を始めとする福祉医療制度について、持続可能な制度とすることを目的として県と市町村で構成する「福祉医療制度に関する勉強会」で研究を深めていくことになっていきますので、その動向を見守りたいと思います。

(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

【回答】

現在、要望等を行う予定はありません。

以上